平成２２年（フ）第１７０２号
大阪府藤井寺市青山１丁目５番11号
債務者　坂東順子こと　金　　徳順
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７１６号
大阪府松原市東新町１丁目18番２号
債務者　河上通信建設こと　河上　光浩
1　決定年月日時　平成22年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
埼玉県上尾市大字平方39649－１　キャリマックス株式会社内、申立時の住所さいたま市岩槻区大字大谷482番地２
債務者　城守　　徹
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７６７号
神奈川県愛甲郡愛川町中津832番地の１　エステートピアフジキョー202
債務者　井上　勝喜
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８０号
神奈川県厚木市林２丁目33番41号　スミール井上Ａ―205
債務者　安慶名フランクこと　ＡＧＥＮＡ　ＳＵＥＹＯＳＨＩ　ＦＲＡＮＫ　ＡＬＥＪＡＮＤＲＯ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７８１号
神奈川県厚木市林２丁目33番41号　スミール井上Ａ―205
債務者　安慶名エリザベスこと　ＤＥ　ＬＡ　ＴＯＲＲＥ　ＤＥ　ＡＧＥＮＡ　ＥＬＩＺＡＢＥＴＨ
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８００号
神奈川県中郡二宮町百合が丘２丁目11番３号
債務者　小澤マリ子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８２４号
神奈川県平塚市天沼７番29―103号　アビタシオン湘南
債務者　安田　憲治
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第７２８号
大阪府岸和田市松風町18番18号
債務者　須古星均司
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８３７号
大阪府泉大津市春日町10番18号
債務者　加藤　正雄
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第８９８号
大阪府泉佐野市湊３丁目４番19号、前住所大阪府泉佐野市中庄1840番地の35
債務者　谷村満智子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９１２号
大阪府和泉市三林町５番地の１、前住所大阪府和泉市いぶき野５丁目２番２―204号
債務者　橋下　高幸
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９３７号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅１―103、前住所大阪府泉南郡熊取町大久保西10番16号201
債務者　工藤　暢久
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６６号
大阪府岸和田市小松里町942番地の１シャトー太陽402号
債務者　佛願　真二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９６９号
大阪府貝塚市堀２丁目20―１―401、住民票上の住所大阪府岸和田市天神山町１丁目１番34号
債務者　石橋　竜矢
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７２号
大阪府和泉市伏屋町２丁目５番43―106号
債務者　西畑　良太（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第９７５号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘西１丁目９番11号
債務者　大串　知子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係